

旭川市告示第472号

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第8条第1項の規定により、令和元年11月13日付け旭川市告示第476号において別途市長が定めることとした期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月7日

旭川市長 西川 将 人



(問合せ先)

税務部税制課税制係

電話 0166-25-5604